

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）による特別遺族一時金を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、A会社に昭和○年○月から昭和○年○月までの38年間在籍し、10年以上にわたり石綿ばく露作業に従事し、平成○年○月○日「肺性心」により死亡した。被災者の妻は、平成○年○月○日労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に特別遺族年金を請求したところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、これを支給する旨の処分をした。

被災者の妻は、特別遺族年金を受給中の平成○年○月○日に死亡したため、被災者の長男（以下「利害関係者」という。）は、監督署長に特別遺族一時金の請求をしたところ、監督署長は、利害関係者は被災者の死亡時に被災者と生計維持関係にあり、特別遺族一時金の受給者に該当するとして、これを支給する旨の処分をした。

その後、被災者の長女である請求人は、監督署長に特別遺族一時金の請求をしたところ、監督署長は、請求人は被災者の死亡時に被災者と生計維持関係になく特別遺族一時金の受給者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が特別遺族一時金の受給権者に該当すると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、利害関係者と被災者は同一生計維持関係にはなかったものであり、よって被災者の長男である利害関係者、長女である請求人及び次男であるCを合わせた兄弟3名が特別遺族一時金の受給資格があると主張しているため、以下、検討する。

ア 石綿被害救済法第63条第1項第2号は、死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子は、その他の子よりも優先して受給する権利を有する旨を規定する。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成18年3月17日付け基発第0317003号。以下「平成18年通達」という。）は、特別遺族一時金の受給要件、受給者の範囲等を示しているが、「死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子」の解釈基準は示していない。

他方、「労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱いについて」（昭和41年10月22日付け基発第1108号。以下「昭和41年通達」という。）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたか否かの判断に当たっては、労働者の死亡当時にお

いて、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断するものとし、その場合の留意点を次のとおり示している。

(ア) 当該遺族が労働者の収入によって消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（以下「生計依存関係」という。）が認められる限り、生計維持関係があったものと認めて差し支えないこと。

(イ) 死亡労働者が当該遺族と同居しともに収入を得ていた場合においては、相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計依存関係を認めて差し支えないこと。

(ウ) (イ) の場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によって判断すること。

イ 当審査会としては、石綿被害救済法が被災者の遺族の労災保険法による保険給付請求に係る消滅時効に関し特に救済を図ることを目的として特別遺族給付金を支給するために制定された法律であることに鑑みて、石綿被害救済法による特別遺族給付金に係る生計維持関係の判断においても、昭和41年通達を妥当な基準であると考えることから、以下、昭和41年通達に基づき、利害関係者が被災者の死亡当時、被災者と生計維持関係にあったか否かを検討する。

(ア) 利害関係者は、「親父が亡くなった当時、・・・一緒に暮らしていたのは、母と私たち夫婦でした。」と述べており、一方、請求人及び被災者の次男のCもこのことを認めていることから、被災者の死亡当時同居していたのは利害関係者夫婦であることが認められる。

(イ) 利害関係者は、被災者の死亡当時、被災者夫婦は年金生活（軍人恩給及び厚生年金）を営んでいたことから利害関係者の扶養家族になっておらず、また、利害関係者は被災者と同じ会社に勤務し、利害関係者の妻は市役所に勤務し夫婦共働きであったと申述している。

したがって、被災者の死亡当時、被災者と利害関係者は同じ家の1階（被災者夫婦）と2階（利害関係者夫婦）に同居し、共に収入を得ていたことが認められ、それぞれが財産管理していたことが推認される。

(ウ) 利害関係者は、被災者が作った米の提供を受け、米以外の食品等は利害関係者の購入によって、利害関係者の妻が作った食事を被災者夫婦と一緒に食べていたと述べており、食費については主として利害関係者が負担していたと推測される。

(エ) 衣服費の負担については、それを推認できる資料は見当たらないことから各自の負担であったと推測される。

(オ) 公共料金については、利害関係者は、電気、電話及び水道について利害関係者の口座から一括して引き落とししており、ガスについては集金に来るため現金を被災者の妻が支払っていたと述べている。ガス料金については、徴収方法が集金であったことや利害関係者夫婦が共働きで日中不在であったことなどの事情の必要性に迫られ、在宅の被災者の妻が支払っていたとも考えられるが、いずれにせよ、公共料金については主として利害関係者が負担していたと認められる。

(カ) 利害関係者は、被災者と同居していた住居は被災者が亡くなる1年半ほど前の平成〇年〇月に建て替えたものであり、建て替え時に土地は引き続き被災者名義とし、新築の建物は利害関係者夫婦名義にしたと述べており、このことは不動産登記簿から確認できる。

また、利害関係者は、建物の固定資産税は利害関係者が負担するとともに、地代は被災者に払っていなかったとしている。

これらのことから、被災者は、地代等を利害関係者から受け取らず、利害関係者の家に無償で住んでいたと推認される。

なお、建て替え費用の負担については、請求人と利害関係者との間で申述が異なっているが（請求人は被災者が負担したと述べ、一方、利害関係者は被災者と折半で負担したと述べている。）、仮に被災者が多くの費用を負担していたとした場合、それは建築費の贈与とみられるが、いずれにせよ、被災者の死亡時より前のことである。

ウ 以上を総合すると、まず、被災者の死亡当時、利害関係者と被災者は同居し、各々が収入を得ていたことが確認できる。そして、日常の消費生活である衣食住の支出に関しては、利害関係者の申述等により、主として利害関係者が負担している状況にあり、利害関係者の消費生活に対する被災者の支出の状況からみると、被災者の支出は米とガス代と限定的であったと考えられ

る。よって、利害関係者が被災者の収入によって生計を維持していたとみる余地はないと判断される。

なお、請求人は、利害関係者と被災者との生計維持関係について平成18年通達を判断基準とするべきであると主張しているが、前記(1)ア記載のとおり、当該通達は生計維持関係の解釈基準を示しておらず、監督署長が判断基準として昭和41年通達を採用したことに誤りはない。

(2) 以上のことから、利害関係者は特別遺族一時金の最先順位者の権利者とはいえず、請求人及び被災者の次男の両名とともに、石綿被害救済法第63条第1項第3号にいう、「前号に該当しない子」に当たるので、利害関係者、請求人及び被災者の次男を合わせた3名は各々、特別遺族一時金の3分の1ずつの額を受給する権利を有することになる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした石綿被害救済法による特別遺族一時金を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。